- へい殺畜等手当金等交付規程等の一部を改正する件 新旧対照表
- ○動物用生物学的製剤基準(平成14年10月3日農林水産省告示第1567号)

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
ワクチン(シードロット製剤を除く。) の部	ワクチン(シードロット製剤を除く。)の部
牛伝染性鼻気管炎生ワクチン	牛伝染性鼻気管炎生ワクチン
1・2 (略)	1・2 (略)
3 試験法	3 試験法
3.1 (略)	3.1 (略)
3.2 原液の試験	3.2 原液の試験
3.2.1 (略)	3.2.1 (略)
3.2.2 迷入ウイルス否定試験	3.2.2 迷入ウイルス否定試験
一般試験法の迷入ウイルス否定試験法1.1、2.3.1、2.4.1、2.4.2 及び2.7.2.1を	一般試験法の迷入ウイルス否定試験法1.1、2.3.1、2.4.1、2.4.2 及び2.7.2.1を
準用して試験するとき、適合しなければならない。	準用して試験するとき、適合しなければならない。
<u>牛伝染性リンパ腫ウイルス</u> について、一般試験法の迷入ウイルス否定試験法	<u>牛白血病ウイルス</u> について、一般試験法の迷入ウイルス否定試験法2.8.1.1を準用
2.8.1.1を準用して試験するとき、適合しなければならない。ただし、農林水産大臣	して試験するとき、適合しなければならない。ただし、農林水産大臣が特に認めた
が特に認めた場合には、その方法とする。	場合には、その方法とする。
ただし、中和用血清は、抗牛伝染性鼻気管炎ウイルス血清(付記1)を非働化した	ただし、中和用血清は、抗牛伝染性鼻気管炎ウイルス血清(付記1)を非働化した
ものを用いる。	ものを用いる。
(略)	(略)